

# 戦争における法の意義と問題

—国際法に反し国内法に反しない  
ウクライナに対するロシアの軍事侵攻—

河村 有教

長崎大学大学院多文化社会学研究科・多文化社会学部  
准教授

# 1. はじめに

- ▶ 2022年2月24日ロシア軍によるウクライナの軍事施設に対する攻撃の開始  
(ウクライナの領地に侵入して攻める = 軍事侵攻)
- ▶ ロシア「Special Military Operation (特別軍事作戦)」と説明
- ▶ 国際連合憲章 (国際法) 上、下記のいずれかに該当する場合でなければ軍事的措置は認められていない
  - 1) **国連憲章第42条による軍事的強制措置** (国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍又は陸軍の行動) ➡ **安全保障理事会が国連憲章第41条の「経済関係及び鉄道、航海、航空、郵便、電信、無線通信その他の運輸通信の手段の全部又は一部の中断並びに外交関係の断絶を含む」非軍事的措置では不十分であろうと認め、又は不十分なことが判明したと認めたとき**
  - 2) **国連憲章第51条による安全保障理事会が非軍事的措置もしくは軍事的措置をとるまでの間の個別的自衛権又は集団的自衛権の行使 (武力行使)**
- ▶ ロシアのウクライナに対する軍事侵攻はいずれかにもとづくものか？

# ロシアの主張は国際連合憲章第51条による「集団的自衛権」の行使⇒！？

- ▶ 個別的自衛権の行使⇒正当防衛のようなもの
- ▶ 集団的自衛権の行使（「集団的自衛権」とは「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」）
- ▶ 2022年2月21日（ウクライナに対する軍事侵攻の3日前）、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナ東部ドンバス地域の一部を実効支配する親ロシア派「ドネツク人民共和国」と「ルガンスク人民共和国」の独立を承認する大統領令に署名し（ロシアの国内法で正当化）、直後に待機していた二つの「共和国」トップ2名と、両地域とロシアの友好相互援助条約（The Treaties on Friendship and Mutual Assistance）に調印
- ▶ 2月21日のプーチン大統領によるビデオメッセージ

「現代のウクライナは、ボルシェビキ、共産主義ロシアによってつくられたもので、歴史的には、自らロシア人と呼び、正教会のキリスト教徒だった」ことをあげたうえで、ドンバス地域、ウクライナのドネツク州やルハンスク州において、ウクライナ政府による親ロシア派をはじめとする民間人400万人（4 million）に対する恐怖とジェノサイド（集団殺害）の現状があるとする。そのうえで、**ロシア連邦院（Federation Council of Russia）の承認を経て、8年間の現行のキエフ体制による虐待や集団殺害（ジェノサイド）から人々を守るため、「ドネツク人民共和国」と「ルガンスク人民共和国」との友好相互援助条約により、国連憲章第51条の「集団的自衛権」の行使として、ウクライナに対してロシアが軍事侵攻を行うことを正当であるとする。**

## 2月24日のプーチン大統領の演説（一部抜粋）

- ▶ 「問題なのは、私たちと隣接する土地に、言うておくが、それは私たちの歴史的領土だ、そこに、私たちに敵対的な「反ロシア」が作られようとしていることだ。それは、完全に外からのコントロール下に置かれ、NATO諸国の軍によって強化され、最新の武器が次々と供給されている。アメリカとその同盟諸国にとって、これはいわゆるロシア封じ込め政策であり、明らかな地政学的配当だ。一方、我が国にとっては、それは結局のところ、生死を分ける問題であり、民族としての歴史的な未来に関わる問題である。誇張しているわけではなく、実際そうなのだ。これは、私たちの国益に対してだけでなく、我が国家の存在、主権そのものに対する現実の脅威だ。それこそ、何度も言うてきた、レッドラインなのだ。彼らはそれを超えた。そんな中、ドンバスの情勢がある。2014年にウクライナでクーデターを起こした勢力が権力を乗っ取り、お飾りの選挙手続きによってそれを維持し、紛争の平和的解決を完全に拒否したのを、私たちは目にした。8年間、終わりの見えない長い8年もの間、私たちは、事態が平和的・政治的手段によって解決されるよう、あらゆる手を尽くしてきた。すべては徒労に帰した。先の演説でもすでに述べたように、現地で起きていることを同情の念なくして見ることはできない。今やもう、そんなことは到底無理だ。この悪夢を、ロシアしか頼る先がなく、私たちにしか希望を託すことのできない数百万人の住民に対するジェノサイド、これを直ちに止める必要があったのだ。まさに人々のそうした願望、感情、痛みが、ドンバスの人民共和国を承認する決定を下す主要な動機となった。さらに強調しておくべきことがある。NATO主要諸国は、みずからの目的を達成するために、ウクライナの極右民族主義者やネオナチをあらゆる面で支援している。」
- ▶ 「ドンバスの人民共和国はロシアに助けを求めてきた。これを受け、国連憲章第7章51条と、ロシア安全保障会議の承認に基づき、また、本年2月22日に連邦議会が批准した、ドネツク人民共和国とルガンスク人民共和国との友好および協力に関する条約を履行するため、特別な軍事作戦を実施する決定を下した。その目的は、8年間、ウクライナ政府によって虐げられ、ジェノサイドにさらされてきた人々を保護することだ。そしてそのために、私たちはウクライナの非軍事化と非ナチ化を目指していく。また、ロシア国民を含む民間人に対し、数多くの血生臭い犯罪を犯してきた者たちを裁判にかけつつもりだ。ただ、私たちの計画にウクライナ領土の占領は入っていない。私たちは誰のことも力で押さえつけるつもりはない。」

# 2月24日のロシアによるウクライナへの軍事侵攻以降の国際社会の動き

- ▶ 2月25日、国連の安全保障理事会は緊急会合を開催、ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議案の採択へ→常任理事国のロシアが拒否権を行使して、不採択（安全保障理事国15か国のうち、11ヶ国が賛成、ロシアが反対、中国、アラブ首長国連邦（UAE）、インドの3ヶ国は棄権）
- ▶ 3月2日、国連総会の緊急特別会合の開催、ロシアを非難し、軍の即時撤退等を求める決議案が賛成多数で採択（193ヶ国のうち、141ヶ国が賛成し、反対が5ヶ国、35ヶ国が棄権）→総会決議を強制する法的な拘束力はないものの、その後の各国のロシアに対する経済制裁という事実上の制裁へつながるきっかけへ
- ▶ 3月16日、ウクライナからの提訴によって、**国際司法裁判所（ICJ）**において、「**ロシアによるウクライナでの軍事行動には正当な理由がない**」として暫定措置として**ロシアに対して軍事侵攻の停止命令**
- ▶ **国際刑事裁判所（ICC）**において、①2014年のロシアによるクリミア併合や親ロシア派武装集団とウクライナ政府との東部地域での紛争についての予備調査を行っていたことからカリム・カーン主任検察官がウクライナ侵攻について捜査の対象にしたこと、②国際刑事裁判所に関するローマ規程の締約国41ヶ国（2022年3月10日段階）がロシア侵攻によるウクライナの捜査を付託したことから、**戦争犯罪と人道に対する罪の被疑事実で捜査が開始**

# 私からのお話

- ▶ 戦争における法の意義と問題について、ロシアのウクライナに対する軍事侵攻を例にお話しします。

①ロシア国内法の問題（法の問題）

②国際法の意義（法の意義）

③戦争を容易に招いてしまう「法」と戦争を規制する「法」

➡国内法の「法」の行方はそれぞれの国の国民に委ねられる

## 2. ロシア国内法の問題

- ▶ ロシアのウクライナに対する軍事侵攻は、ロシア国内法には違反しないのか？
  - ▶ ロシア憲法 1993年12月12日公布, 同年12月25日施行
  - ▶ ロシア憲法におけるロシア連邦大統領の権限→大きな権限→権限の濫用を抑制する仕組み(ルール)があるか? →軍事行動を抑制させるルールがない
- ①ロシア連邦中央銀行総裁の任命に際しての候補者の提案や解任の提起 (憲法83条d)
  - ②憲法裁判所、連邦最高裁判所等の裁判官やロシア連邦検事総長の候補者の提案やロシア連邦検事総長の解任の提起 (憲法83条f)
  - ③ロシア連邦安全保障会議を組織し、指揮する権限 (憲法83条g)
  - ④ロシア連邦の軍事ドクトリン (military doctrine) を認可する権限 (憲法83条h)
  - ⑤下院に対する法案提出権限 (憲法84条)
  - ⑥ロシア連邦軍最高司令官を任命する権限や解任する権限 (憲法83条k)
  - ⑦軍を指揮する権限 = ロシア連邦軍の最高司令官 (憲法87条1項)
- ▶ ロシア連邦の国外でのロシア連邦軍の使用の可否は、上院 (the Council of Federation) の決定が必要 (憲法102条 I 項d)
- ➡ウクライナを「国外」として上院の決定を経て軍事侵攻を行っているのか? それとも「国内」事項として上院の決定を経ていないのか? 定かではない

# アメリカ合衆国憲法との比較

- ▶ 戦争等の軍事行動をとるには、大統領の独断で裁量的にすることはできない。  
➡ 連邦議会（合衆国議会）が戦争を宣言する手続による（憲法1篇8節11項）
- ▶ 陸海軍の統制及び規律のための規則を連邦議会が定め、法（ルール）によって、陸海軍の統制や規律がはからている
- ▶ アメリカ合衆国大統領は、合衆国の陸海軍の最高司令官として権限を与えられているものの、急襲に対する自衛のために反撃を加える（個別的自衛権の行使）は大統領の判断で行い得るとされているが、その他の軍事行動については、連邦議会の承認を経ての宣言によるという国内法上の制約がある



# ロシア国内法の問題

- ▶ プーチン大統領の「軍事ドクトリン」の許可について、大統領の決定や許可が適正かどうか、適正性を熟議することができるような手続が保障されていない
- ▶ 3月4日、プーチン大統領は、ロシア軍に関する「虚偽情報」を広める行為などを犯罪として、最長15年の禁錮刑に科す規定を刑法に設ける法案に署名し、改正法が施行された→「特別軍事作戦」について、「戦争」、「侵攻」という表現を使えば「虚偽」であるとして、国内での反対デモをおさえるもの
- ▶ 「人及び市民の権利と自由は、（中略）**国土の防衛及び国家の安全保障のために必要不可欠な程度においてのみ**、連邦の法律によって制限することができる。」（ロシア憲法55条3項）

# 国際司法裁判所による暫定措置の指示

- ▶ 3月16日に国際司法裁判所が国際法に則り暫定措置（仮保全措置）の指示が出される
- ▶ 国際司法裁判所（オランダ ハーグ）
  - ・ 国際社会における中心的な常設国際裁判所
  - ・ 手続を規定するルールとして国際司法裁判所規程と国際司法裁判所規則がある
  - ・ 1945年に採択された国際連合憲章に附属し、国際連合憲章の一部をなす
  - ・ 国際法の一般原則に従って、国際司法裁判所の裁判は、紛争当時国の同意なしには行い得ない

※紛争を裁判に付託することを事前に条約で合意していたことに基づいて、紛争を国際司法裁判所に付託することが可能

➡国際司法裁判所規程36条1項にもとづき、ウクライナ内におけるロシアの軍隊によるウクライナ市民の集団殺害等の行為については、ロシア、ウクライナも締約しているジェノサイド条約（集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約）第9により、国際司法裁判所の裁判に付することができる定められていることから、国際司法裁判所の管轄権が生ずる

- ・ 国際司法裁判所において適用されるのは国際法（条約、慣習国際法、法の一般原則等）

# 国際司法裁判所による暫定措置の指示

- ▶ ウクライナによる国際司法裁判所規程41条による「当事者の権利保全するためにとられるべき暫定措置（仮保全措置）の要請（国際司法裁判所規程73～75条）
- ▶ ウクライナによる主張及び請求
  - (a) ルハンスク、ドネツクにおいて、ジェノサイド条約3条による処罰されるべき集団殺害等の行為を（ウクライナ政府は）していないこと
  - (b) ルハンスク、ドネツクにおける集団殺害等のロシア側による誤った主張にもとづいて、ジェノサイド条約1条「締約国は、集団殺害等の行為を防止し処罰すること」を根拠に（ジェノサイド条約を盾に）ウクライナに対する軍事作戦をロシアがとることはできないこと
  - (c) 2月22日のロシアによるドネツク人民共和国とルガンスク人民共和国の承認は、集団殺害が生じているというロシア側の誤った主張にもとづくものであり、またジェノサイド条約を根拠に承認することもできないこと
  - (d) 「特別軍事作戦」という言葉で宣言し実施された2月24日以降のロシアのウクライナに対する軍事侵攻は、武力の行使をも含めて違法な措置であること
  - (e) ロシアによるウクライナに対する違法な措置を直ちに停止すること
  - (f) ロシアによってもたらされたウクライナに対する損害の回復

# 国際司法裁判所による暫定措置の指示

- ▶ ロシアによるウクライナに対する軍事侵攻については、**国際法上の手続を無視して適正ではない**
  - ▶ ロシアの主張「ウクライナのルハンスク及びドネツクを中心とする8年にわたるキエフ体制により支配されている人々や集団殺害から人々を守るため、「非ナチ化（de-Nazification）」を目的とした平和の執行（peace enforcement）である
- ➡ ジェノサイド条約1条「締約国は、集団殺害が国際法上の犯罪であることを確認し、これを防止し処罰することを約束する」にしたがって、ロシアは勝手にウクライナの一部地域であるルハンスクとドネツクについて「独立国」として承認し、友好相互援助条約を締結し、「ドネツク人民共和国」と「ルガンスク人民共和国」におけるウクライナ政府による集団殺害を防止し処罰するために、「特別軍事作戦」（軍事侵攻）を国連憲章第51条の「集団的自衛権」の行使にもとづいて行った国際法上合法の行為

# 国際司法裁判所による暫定措置の指示

## ▶ 国際司法裁判所の判断

①ジェノサイド条約1条の「締約国は、集団殺害が国際法上の犯罪であることを確認し、かつ、これを防止し処罰することを約束する。」という規定は、集団殺害を行った締約国に特定の措置を実行する権限を与えたものではない。

②集団殺害が生じた場合には、ジェノサイド条約8条の国連による防止行動、もしくは第9条によりいずれかの当事国の要請により国際司法裁判所による付託という手続に則って対応される。

③ジェノサイド条約の前文において「国際協力が必要である」

➡一国の軍事侵攻（特別軍事作戦）は許されない

ジェノサイド条約8条の国連による防止行動➡「国連憲章に基づく行動」➡国連憲章1条1項によるもの=集団的措置，平和的手段によつて且つ正義及び国際法の原則に従つて実現すること

➡国連を介さずに、また国際司法裁判所を介さずに行った、一方的なロシアによるウクライナの軍事侵攻は、国連憲章1条1項にもとづくものと解されるか？NO！

安保理の常任理事国が国連憲章の法定される手続を遵守しない！！

# 国際司法裁判所による暫定措置の指示

- ▶ 国際司法裁判所規程41条による暫定措置の指示➡緊急である場合に限られる
  - ・ロシアによるウクライナの多数の都市における爆撃によりすでに何千人もの生命が奪われていること
  - ・150万人にもおよぶウクライナの民間人が国境を越えて避難している現実（難民の危機）
  - ・電気、ガス、水道等の生活インフラの遮断や食料の不足
  - ・ウクライナの核施設や爆撃による環境被害
- ➡国際司法裁判所は、暫定措置の指示が必要であり、「直ちに軍事作戦を停止するよう」指示を下した
- ➡残念ながら、ロシアは国際司法裁判所による「軍事作戦の即時停止」という暫定措置の指示について、拒否（無視）し続けている

# 終わりに一戦争を容易に招いてしまう「法」と戦争を規制する「法」➡それぞれの国の国内法の重要性

- ▶ ロシアのウクライナに対する軍事侵攻という恐ろしい実際のケースをもとに、法という視点から、ロシアの国内法の問題や国際法の意義についてお話ししました。戦争をしないように規制する法や戦争を規律する法があるのと同時に、戦争を容易にしてしまう法があり、また、人権の保障を広げる法もあれば、「国家の安全」と盾に人権を制約してしまう法が存在することを認識して、国内や国際社会の法のあり方を考えていく必要がある。
- ➡いかにして法によって武力の行使(軍事侵攻)を容易に行わせないようにするか、自国の法も含めて、それぞれの国内法(ルール)のあり方に私たちが関心をもつことが重要
- ▶ 国際法の手続を遵守せず、手続に違反する法的効果を、国際法において検討する必要がある(安全保障理事会の常任理事国が国連憲章上の法定の手続を意図的に無視して、手続に反する措置=軍事侵攻を行っていることへの法的効果) ➡手続を遵守させるためにはどうしたらよいか? 法定手続の保障 (Due Process of International Law)